



《3回目接種について》

3回目接種は、モデルナ社製、ファイザー社製ワクチンを使用し、2回目のワクチン接種日から5カ月以上経過している人が対象です。3回目接種を希望する人は、接種会場・使用するワクチンの種類を確認の上、ウェブサイトやLINE（ライン）もしくは市コールセンターでご予約願います。

なお、12～17歳の人接種できるのは、ファイザー社製ワクチンのみです。

《今後の3回目・4回目接種日程》

▶ 8月に3回目および4回目の個別接種を実施する市内医療機関（7月25日現在）

医療機関名	3回目接種		4回目接種	コールセンター専用サイトLINE	予約方法	
	12～17歳	18歳以上	60歳以上ほか		かかりつけ医枠(4回目接種のみ)	通院時に予約
イーハトープ病院			○	○		
石鳥谷医療センター			○	○		
石鳥谷駅前クリニック		○	○	○		
大迫地域診療センター			○	○		
小原クリニック			○	○		
おばら内科・消化器内科クリニック			○	○	○	
織笠内科医院			○	○		
菊地内科クリニック			○	○	○	○
熊谷内科胃腸科医院			○	○		
恵ライフクリニック	○	○	○	○		
国立病院機構花巻病院	○	○	○	○		
齋藤整形外科クリニック			○	○		
ささきクリニック			○	○		
さとう内科クリニック			○	○		
循環器科・内科 大平医院			○	○	○	○
すがさわ外科内科クリニック	○	○	○	○	○	
須田内科医院			○	○		
高木丘クリニック			○	○	○	
照井内科消化器科医院			○	○		
東和病院			○	○		
とみつか脳神経外科クリニック		○	○	○		
中館内科クリニック		○	○	○		
花巻中央眼科			○	○		
藤巻胃腸科内科クリニック			○	○		
宝陽病院			○	○		
星が丘おうち整形外科クリニック			○	○		
まきた内科ハートクリニック		○	○	○		
三浦医院			○	○		
ゆうきクリニック	○	○	○	○	○	○
ゆかわ脳外科			○	○		

▶ 使用ワクチン            7月中            武田／モデルナ社製  
                                  8月以降        武田／モデルナ社製およびファイザー社製

《5歳～11歳の1. 2回目接種について》 ※5～11歳の方は接種を受ける努力義務がありません。

小児の初回接種は、下記の医療機関で実施しています。使用するワクチンはファイザー社製の小児用ワクチンです。接種を希望する人は、ウェブサイトやLINE（ライン）もしくは市コールセンターでご予約願います。これから5歳になる方については、誕生日の月末に「接種券一体型予診票」などをお送りします。

◎ 8月に小児個別接種を実施する市内医療機関（7/25現在）

医療機関の名称		
川嶋医院	こどもみらいクリニック	はじめこどもクリニック

《12歳以上の1. 2回目接種について》

1・2回目接種は、ファイザー社製ワクチンを使用し接種を行っております。1・2回目接種を希望する人については、市コールセンターのみで予約を行っておりますので、ご予約をお願いいたします。

### 《抗原検査キットの配布を始めます。》

新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大に鑑み、市では抗原検査キットを一定数購入・確保しております。

抗原検査キットについては、各施設やイベント主催者等で必要数量を購入していただくことを基本としておりますが、小・中学校・教育保育施設における集団感染の防止、高齢者・障がい者施設については、重症化リスクの高い方々への感染防止、さらに公共的なイベント等では出演者等に使用いただくことにより、参加者の安全安心のために使用できるよう配布を行ってまいります。高齢者や障がい者施設などで、抗原検査キットの購入が困難な場合や緊急的に不足する場合等にご相談いただければと思います。

#### ■主な使用用途（配布予定先）

- ・高齢者・障がい者施設、小・中学校、教育保育施設、学童クラブなどで必要な検査に不足する場合
- ・市内温泉従業員などで必要な検査に不足する場合
- ・一般廃棄物処理業者などで必要な検査に不足する場合
- ・公共的なイベント開催時の出演者・スタッフ等
- ・コミュニティ会議主催のイベント開催時のスタッフ・参加者等

# 《新型コロナウイルス感染症に係る事業者の方々に対する支援について》

## ◆第6弾「がんばれ花巻！対象のお店で20%戻ってくるキャンペーン」開催中（商工労政課：41-3534）

市では、市内の地場事業者に対する支援策として非常に大きな効果を発揮している本キャンペーンの第6弾を、令和4年7月22日から8月21日まで第6弾キャンペーンを実施しています。

**開催期間：**令和4年7月22日(金) 午前0時 ～ 令和4年8月21日(日) 午後11時59分

**内 容：**対象店舗でPayPayで支払うと、決済金額の最大20%のPayPayポイントを付与  
PayPay 1 アカウントに付き  
 ・1決済あたり上限：**4,000ポイント**（期間中の付与合計上限：**15,000ポイント**）

**対象店舗：**1, 225店舗（7/22現在）対象店舗の一覧は市のホームページに掲載しています

**経 過：**7/22～7/24分、3日間

決済回数 16,084回（1日当平均決済回数5,361回）  
 決済金額 8,502万円（1日当平均決済金額2,834万円）  
 PayPayボーナス付与合計額 1,421万円

### 【これまでのキャンペーン実績】

区分	実施期間	決済回数 (1日当平均決済回数)	決済金額 (1日当平均決済金額)	PayPayボーナス 付与合計	対象店舗
第5弾	R4.3.1～R4.3.31 (31日間)	119,604回 (3,858回)	6億2,462万円 (2,014万9千円)	1億526万円	1,187店舗
第4弾	R3.12.1～R4.1.10 (41日間)	128,089回 (3,124回)	6億4,006万円 (1,561万1千円)	1億796万円	1,172店舗
第3弾	R3.8.1～R3.8.31 (31日間)	86,357回 (2,792回)	4億1,152万円 (1,327万5千円)	6,570万円	1,171店舗
第2弾	R2.12.1～R3.3.31 (121日間)	227,939回 (1,884回)	11億6,222万円 (960万5千円)	1億9,839万円	1,075店舗
第1弾	R2.8.1～R2.9.30 (61日間)	70,234回 (1,151回)	2億7,977万円 (458万6千円)	4,565万円	773店舗

## ◆交通事業者への支援策について

市では、コロナ禍における燃料費の高騰等の影響を受けている交通事業者に対し、岩手県が実施する支援と合わせて交付金を交付し、事業の継続を支援します。

### ▶運輸事業者運行支援緊急対策交付金：商工労政課41-3536

- 【対 象】** ①市内に本社または営業所等があり、下記のいずれかの事業を行っている中小企業者（個人事業者を含む）  
 ②県内に本社があり、市内で下記のいずれかの事業を行っている上記以外の法人

▶一般貨物自動車運送事業 ▶特定貨物自動車運送事業 ▶貨物軽自動車運送事業

- 【対象車両】** 4月1日時点で保有する、国土交通省東北運輸局岩手運輸支局に岩手ナンバー（緑または黒ナンバー）の登録をしている営業用の車両（軽貨物自動車含む）  
 ※被けん引車は対象外

- 【交付金額】** 1台当たり2万3千円（県交付金と同額）※1交付対象事業者につき1回限り

- 【申請等】** 申請期限：9月30日（金）  
 申請方法：所定の申請書に交付対象車両一覧や自動車運送事業に係る国土交通大臣の許可証の写し等必要書類を添付し、郵送で商工労政課まで提出  
 ※県トラック協会に登録している事業者については、市から申請書等を郵送予定  
 県トラック協会に登録していない事業者については、市ホームページから申請書をダウンロードして申請する必要があります

▶貸切バス事業者運行支援緊急対策交付金：観光課41-3541

【対象】 市内に本社または営業所があり、一般貸切旅客自動車運送事業を行っている事業者

【対象車両】 市内の営業所に配置している貸切バス

【交付金額】 1台につき4万円（県交付金と同額）

【申請等】 申請期限：9月30日（金）  
申請方法：所定の申請書に必要な書類を添付し、郵送または持参で観光課まで提出  
※対象となる事業者へは、市から申請書等を郵送する予定です。

▶バス事業者運行支援緊急対策交付金：都市政策課41-3554

【対象】 市内に本社または営業所があり、一般乗合旅客自動車運送事業により市内で路線定期運行を行っている事業者（市からの依頼により運行する市街地循環バス、岩手医科大学附属病院利用者連絡バスを除く。）

【対象車両】 市内の営業所に配置している乗合バス

【交付金額】 1台当たり4万円（県交付金と同額）

【申請等】 申請期限：9月30日（金）  
申請方法：所定の申請書に必要な書類を添付し、郵送または持参で都市政策課まで提出  
※対象となる事業者へは、市から申請書等を郵送する予定です。

▶タクシー事業者運行支援緊急対策交付金：都市政策課41-3554

【対象】 市内に本社または営業所があり、市内で一般乗用旅客自動車運送事業を行っている事業者

【対象車両】 市内の営業所に配置しているタクシー

【支援金額】 1台当たり1万円（県交付金と同額）

【申請等】 申請期限：9月30日（金）  
申請方法：所定の申請書に必要な書類を添付し、郵送または持参で都市政策課まで提出  
※対象となる事業者へは、市から申請書等を郵送する予定です。

◆令和4年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業の実施について（地域福祉課：内線429）

国では、コロナ禍において原油価格や物価高騰等により、真に生活に困っている方々への支援措置を強化するため、「令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金」に引き続き、新たに令和4年度住民税が非課税となった世帯等に対して、1世帯当たり10万円の給付を行います。

- 【対象】
- ① 住民税非課税世帯  
令和4年6月1日現在で花巻市に住民登録があり、かつ世帯全員の住民税（均等割）が非課税である世帯（約1,300世帯）で、下記の全てに該当する世帯
    - ・世帯の全員が、住民税が課税されている他の親族等の税法上の扶養を受けていないこと
    - ・世帯の中に、税申告について未申告の方がいないこと
    - ・世帯の中に、租税条約\*の規定により所得税を免除され、それに伴い住民税が免除されている方がいないこと

租税条約\*：所得税、法人税等の国際間での二重課税の回避、脱税・租税回避の防止等のために、日本国と相手国との間で締結したもの。
  - ② 家計急変世帯  
新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯

※①②いずれも、令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金（住民税非課税世帯・家計急変世帯）の給付を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった方を含む世帯は給付対象外

【給付額】 1世帯当たり10万円

- 【申請等】
- ① 住民税非課税世帯  
申請方法：市が送付（8月5日送付予定）する「確認書」の記載内容を確認し、氏名等の必要事項を記入のうえ返信用封筒で返送  
※世帯に令和4年度住民税未申告の方や令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合等は別途申請が必要  
申請期間：確認書受取り後、令和4年10月31日（月）まで
  - ② 家計急変世帯  
申請方法：「申請書」に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて減少した令和4年1月以降の任意の1か月の収入が確認できる書類（給与明細書、売上台帳、年金振込通知等）を添付し市窓口にて申請  
※収入の種類は給与、事業、不動産、年金（非課税の公的年金等を除く）  
申請期間：令和4年8月5日（金）から令和4年9月30日（金）まで